



令和4年8月9日
道路局道路交通管理課

特殊車両通行確認システムのプログラム照査完了について

特殊車両の道路の通行に関して、通行可能経路を指定するシステムの運用を本年4月1日から開始していますが、このシステムにエラーが生じたことを受け、再発防止に向けたプログラムの照査を進めてまいりました。

この度、その結果をとりまとめるとともに、必要な改修を行いましたので、公表いたします。詳細につきましては、別紙をご参照ください。

システムの不具合による誤った回答書の発行やシステム改修に伴う停止により、特殊車両を通行させる申請者の方々をはじめ、関係者にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後予期せぬ不具合が発見される場合に備え、今年度末までの期間を集中改善期間と位置づけ、システムの運用を行いながら、不具合が発見された場合には必要な改修を進めてまいります。なお、システム改修の状況等については、特車 PR サイト等^{*}において、利用者の皆様に随時お知らせいたします。

^{*}特車 PR サイト：<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

<問い合わせ先>

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室 田中、中西

電話:03-5253-8111(内線 37436、37432) 直通:03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

特殊車両通行確認システムのプログラム照査完了について

1. 経緯について

○令和4年4月に運用開始した、特殊車両通行確認システム（以下、「確認システム」）について、以下の不具合が判明したことから、プログラムの照査を進めてきたところでは、

- ・ 分割可能な貨物を運搬できる車両等であって、寸法・重量の上限値を超えているものに通行可能とする誤った回答書を発行（5月20日記者発表）
- ・ 分割可能な貨物を運搬できる車両[※]である新規格車に対して、分割不可能な貨物のみ運搬可能とする誤った回答書を発行（7月1日記者発表）

※ 分割可能な貨物は、分割して運搬することにより車両総重量を軽減して走行していただくこととしておりますが、構造が特殊な車両（特例8車種及び新規格車）【資料1】では、分割可能な貨物を分割せずに運搬することが認められています。

○7月半ばの照査完了を目指して取り組んでまいりましたが、照査の過程で新たなプログラムの誤りが判明し、その原因究明や対策の検討を行った結果、7月末まで期間を要しました。

○この度、照査の結果判明したシステムの不具合の内容や、確認システムの改修状況について取りまとめましたので、皆様にお知らせいたします。

2. プログラムの照査の概要について

○確認システムで作成した通行可能経路が、従来利用されてきた特殊車両通行許可システム（以下、「許可システム」）で審査したものと同一結果になることなどを、以下の手順で確認しました。

① 詳細設計書の再検証

確認システムが行う以下の処理について、準拠すべき法令等が漏れなく反映できているかを、詳細設計書の記載内容をチェックすることで、再検証する。

- ・ 車両の登録
- ・ 車両条件の確認
- ・ 経路の検索
- ・ 回答書の発行

② テストデータを用いた検証

車両の登録、車両条件の確認、経路の検索の処理を対象に、確認システムと許可システムに、車両の種類ごとに許可・不許可の車両情報（テストデータ）をそれぞれ入力・算定を行い、結果が整合していることを確認する。例えば、車両の寸法・重量が上限値を超えている場合は通行不可と、車両の寸法・重量が一般的

制限値以下の場合は回答書不要と、起点～経由地～終点が一筆書きとならない場合は通行不可との結果となることなどを確認する。

③プログラムコードの再検証

手数料徴収機能等の②テストデータを用いた検証では検証することができない一部の機能について、詳細設計書に記載された内容が、システムのプログラムコードに適切に反映されているかを再検証する。

④既発行回答書のチェック

令和4年4月1日から同年7月1日までに発行された1,023件の回答書について、分割可能な貨物の運搬の可否に誤りがないか、通行可能経路が起点から終点まで連続しているか、その他文字化け等の表示エラーがないかなどの視点で表示内容をチェックし、回答書の発行機能に不備がないか確認する。

3. プログラムの照査結果について

○記者発表済みのシステムの不具合に加え、新たに明らかとなったシステムの不具合の内容等は以下のとおりです。これらの不具合については、全て改修済みです。

主な機能	システムの不具合の内容	改修状況	誤回答の件数
車両登録に必要な機能	なし	—	—
車両条件の確認に必要な機能	分割可能な貨物を運搬できる車両等について、寸法・重量の上限値（資料2）を超えていないことを確認することができていない（プログラムの欠落）	5/18 改修済 ※一部改修漏れあり	23社 107件
	分割可能な貨物を運搬できる車両について、高さの上限値を超えていないことを確認することができていない（上記プログラムの一部改修漏れ）	7/29 改修済	3社 53件
	新規格車等について、総重量の一般的制限値を、車両長や最遠軸距に応じて緩和することができていない（資料3）（プログラムの一部の欠落）	6/23 改修済	なし
	全ての車両について、高さの上限値（4.3m）等を超えている場合は、通行不可と判定すべきところ、当該判定を行うことができていない（プログラムの欠落等）	8/8 改修済	なし

経路検索に必要な機能	2地点双方向2経路検索において、起点～経由地～終点が一筆書きとならない場合、通行不可と判定すべきところ、通行可能経路が白紙の回答書を発行（プログラムの欠落）	7/2 改修済	2社2件
	通行不可の主要道路に接続するラストマイル（起終点から直近の交差点までの経路）を誤って選択する（プログラムの誤り）	7/18 改修済	9社14件
	主要道路のみ接続する交差点を起終点に選択することができない（プログラムの誤り）	7/18 改修済	なし
回答書発行に必要な機能	分割可能な貨物を運搬できる車両である新規格車に対し、誤って分割可能な貨物の運搬不可と回答（プログラムの欠落）	7/1 改修済	17社112件
	通行可能経路の起終点付近を拡大した際、背景図と交差点の折進可否情報の一部が表示されない（プログラムの誤り）	7/18 改修済	なし

○プログラムの誤りにより、誤った回答書を発行している申請者には、ただちに電話及びメールにて誤りを訂正し、お詫びするとともに、誤った回答書の内容に応じて、通行中止の要請、正しい回答書の発行などをご連絡しております。

○この他、運用面において改善すべき事象を、照査の過程で2点確認しております。この2点については、運用面の改善方法を検討の上、特車PRサイトにおいて公表し、利用者の皆様にお知らせしております。

<運用面において改善すべき事象>

- ・ 車軸自動昇降装置を有しており、走行時に車軸数が変化するトレーラ等について、車検証情報から走行時の軸数を読み取ることができない※1（6月10日公表済）
- ・ 経路検索に用いる道路情報が更新された場合、更新前に検索された通行可能経路と、更新後の道路情報の整合が取れておらず、回答書に通行可能経路の一部が表示されない※2（7月20日公表済）

※1 申請者が手動で貨物積載時の軸数を入力することで、車両登録し、高速道路以外の経路検索ができること、高速道路も通行する場合は、許可システムにより許可を受けていただく必要があることを周知。

※2 道路情報の更新前に検索された通行可能経路を検索前の状態に戻すため、更新後に通行可能経路の再検索が必要であることを周知。

4. 今後の対応

- プログラムの照査が完了し、従来の許可システムと同様の回答書が発行できることを確認したことから、現在確認システムをご利用いただくことは可能です。
- しかし、今後予期せぬ不具合が発見される場合に備え、今年度末までの期間を集中改善期間と位置づけ、システムの運用を行いながら、不具合が発見された場合には必要な改修を進めてまいります。
- 具体的には、確認システムで発行された回答書について、車両の登録、車両条件の確認、経路の検索、回答書の発行それぞれの段階で、誤りがないかを事後的にチェックし、誤りが発見された場合には正しい回答書を速やかに発行するとともに、必要なシステム改修を順次行います。

<参考>特殊車両通行確認システムについて

- 特殊車両通行確認システムは、特殊車両を走行させる運送会社等の申請者が、通行させる車両の重さや長さ、車両の種類（分割可能な貨物を運搬できる車両かどうか等）等を自ら登録し、即時に車両が通行できる経路を自動で検索して許可証と同等の効力を持つ回答書を作成するシステムです。
- 特殊車両通行確認システムは、国土交通省関東地方整備局が（株）建設技術研究所・（株）日立製作所へプログラムの開発業務を発注して作製しました。
- （一財）道路新産業開発機構[※]が、このシステムを用いて、利用者に通行可能経路の回答などを行っています。
[※]特車新制度の業務（車両の登録、通行可能な経路の確認等）を実施する一般財団法人として、道路法に基づき国土交通大臣が指定した指定登録確認機関

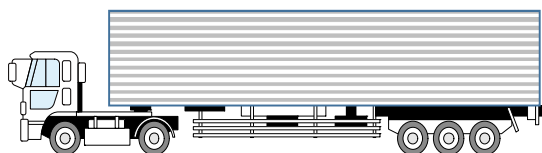
<参考資料>

- 資料4 特殊車両通行制度の概要
- 資料5 特殊車両通行許可・確認制度について

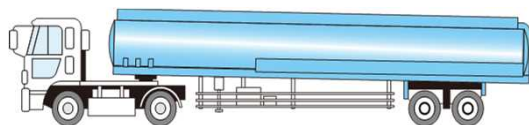
構造が特殊な車両（特例 8 車種・新規格車）

■ 特例 8 車種

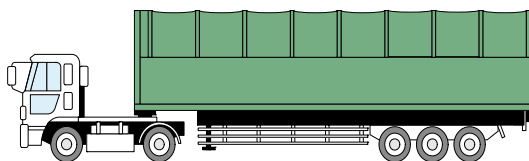
【①バン型セミトレーラ】



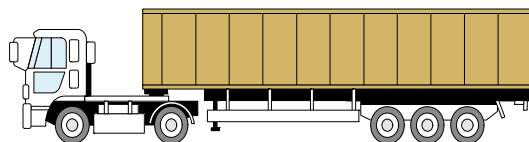
【②タンク型セミトレーラ】



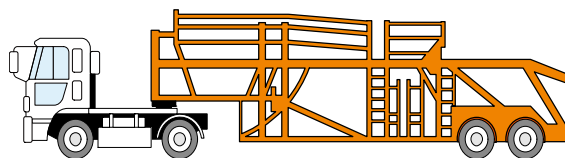
【③幌枠型セミトレーラ】



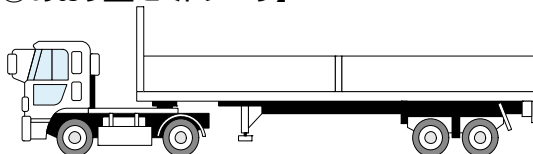
【④コンテナ用セミトレーラ】



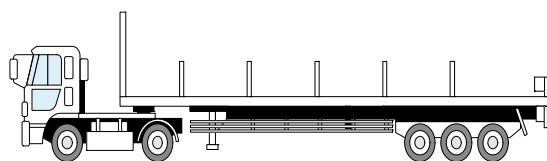
【⑤自動車運搬用セミトレーラ】



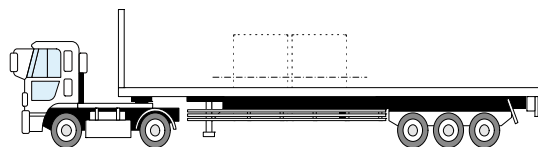
【⑥あおり型セミトレーラ】



【⑦スタンション型セミトレーラ】



【⑧船底型セミトレーラ】タイプ I



■ 新規格車

総重量が20トン超で、それ以外の諸元は幅2.5m、長さ12m等一般的制限値内の車両。

高速自動車国道及び重さ指定道路を自由に通行できるが、それ以外の道路を通行する場合は許可が必要。

20t
超



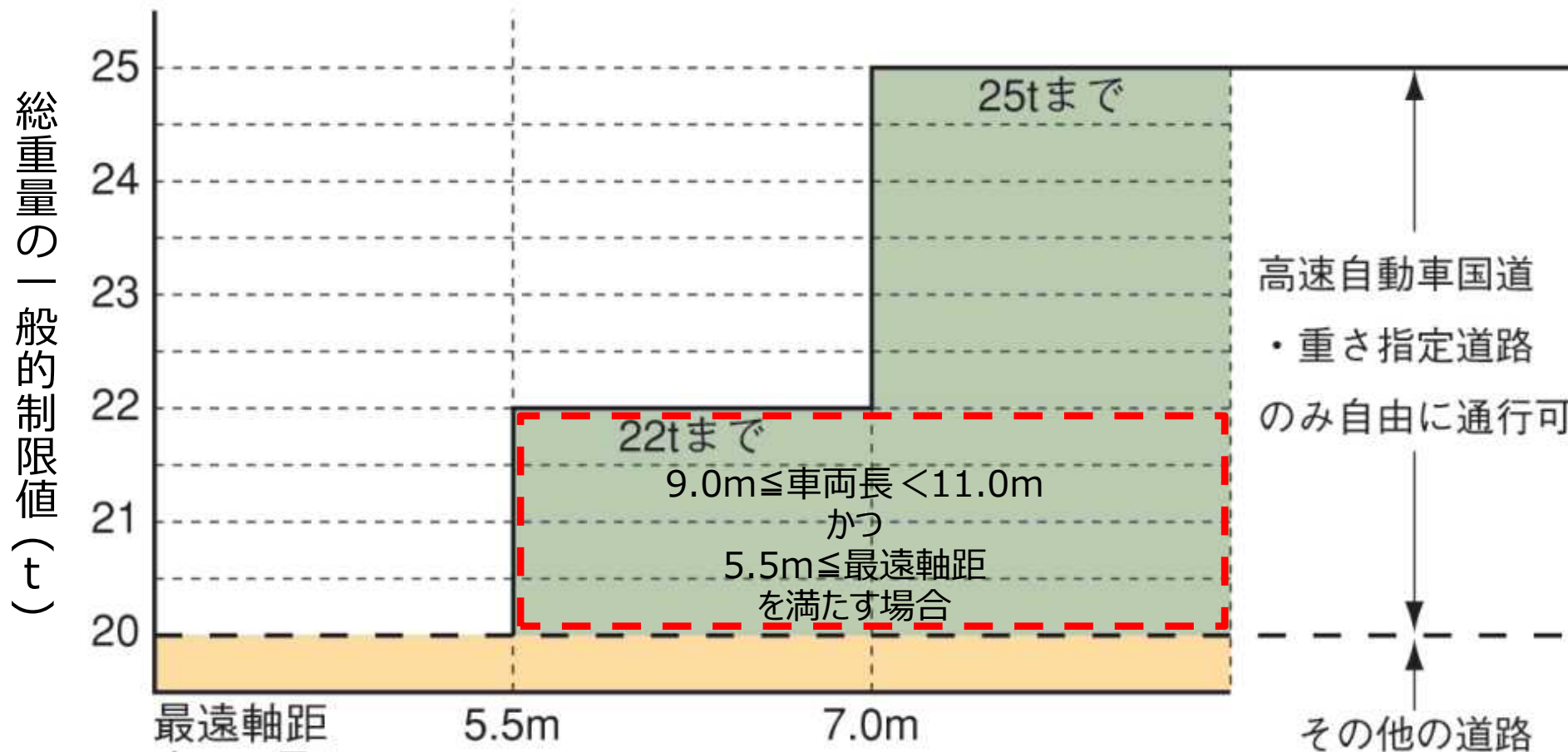
「本来の上限値」と「誤った回答」により超過して許可した値の状況

主な車両諸元		回答書数	本来の上限値	誤った回答		
				平均値	最大値	
重量	軸重	40	10トン	12.2トン	20.2トン	※
	隣接軸重	44	18トン	18.5トン	20.0トン	
		5	20トン	20.1トン	20.2トン	
	輪荷重	40	5トン	6.1トン	10.1トン	
	総重量	6	20トン	21.2トン	21.9トン	
		2	22トン	23.7トン	24.9トン	
2		44トン	45.2トン	45.6トン		
寸法	長さ	9	17m	17.8m	17.9m	
	高さ	4	3.8m	4.1m	4.1m	
	幅	1	2.5m	3.0m	3.0m	

※例えば、軸重の本来の上限値は10トンですが、誤った回答により、平均12.2トン、最大20.2トンの車両の走行を許可していました。

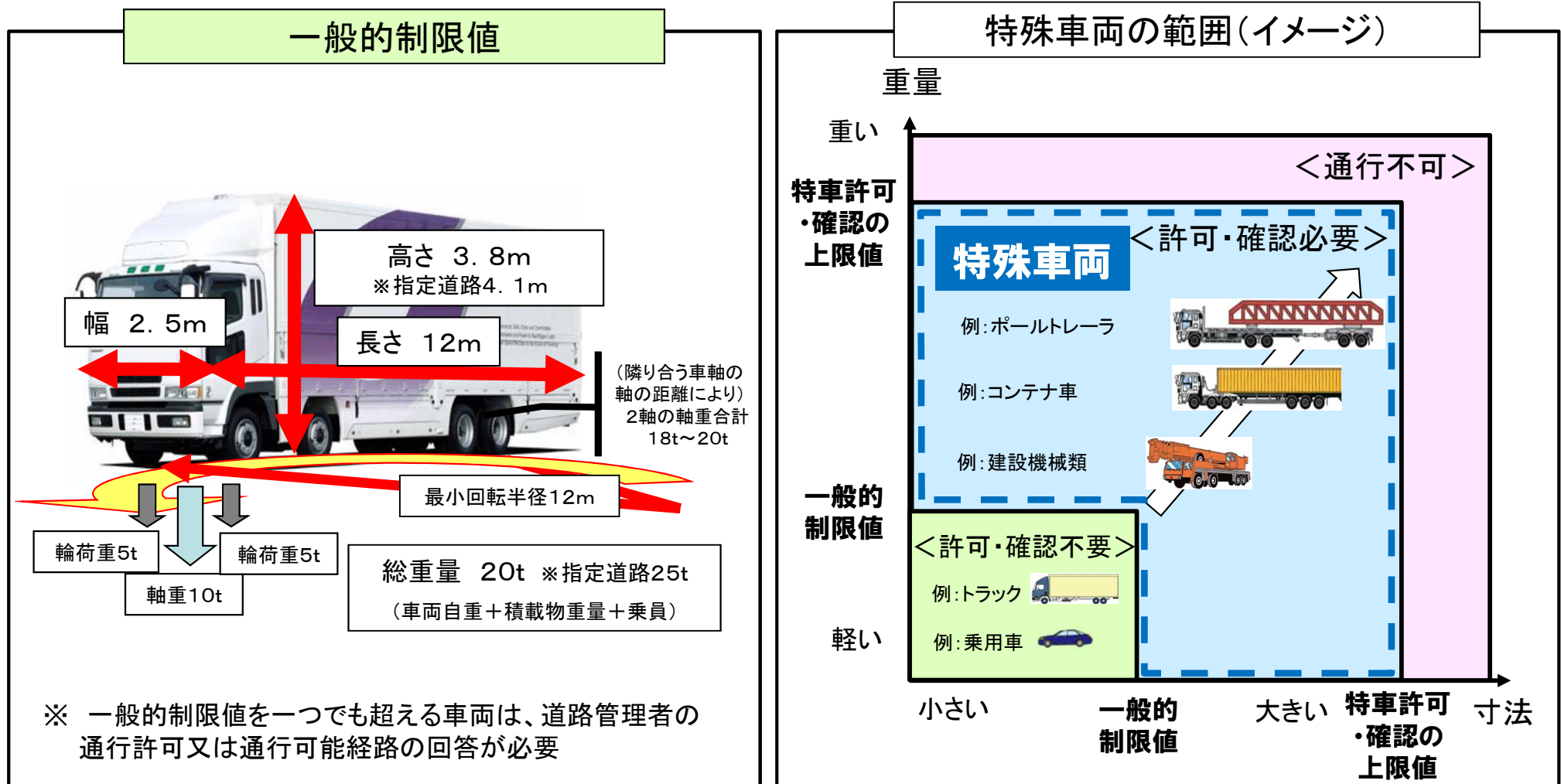
- 新規格車等が高速自動車国道等を通行する場合の総重量の一般的制限値※については、車両長や最遠軸距に応じて緩和することができる。
- しかしながら、確認システムのプログラムの一部欠落により、総重量の一般的制限値20tを22tに緩和することができていなかった。

※車両の重量・寸法の全てが一般的制限値以下の場合、通行の許可又は通行可能経路の確認は不要。



特殊車両通行制度について

- 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両について、道路を通行させる場合、道路法に基づき、通行の許可又は通行可能経路の確認を受ける必要
- 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行を許可又は通行可能経路を回答



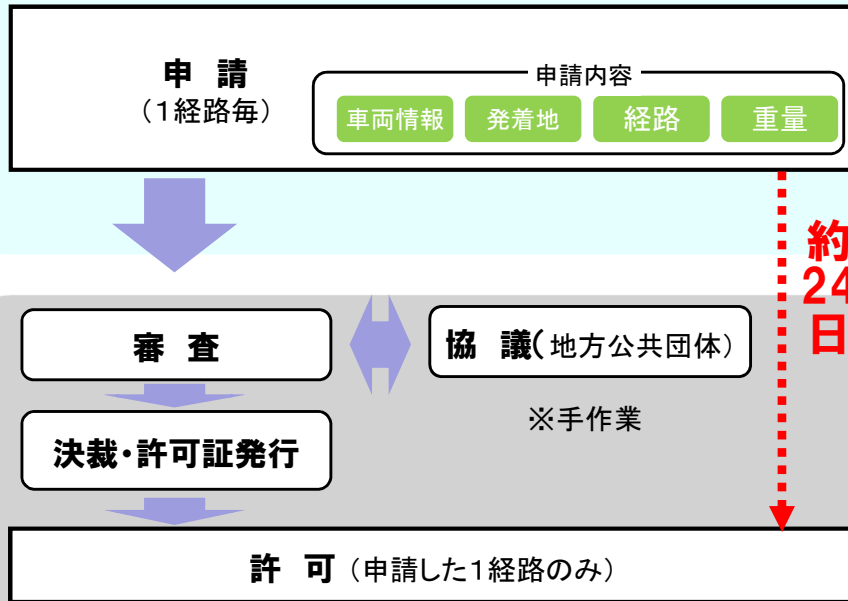
特殊車両通行許可・確認制度について

デジタル化の推進による新たな特殊車両通確認行制度の導入

令和4年4月1日から運用開始

特殊車両の通行手続

特殊車両通行許可制度



通行
(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

事業者の手続

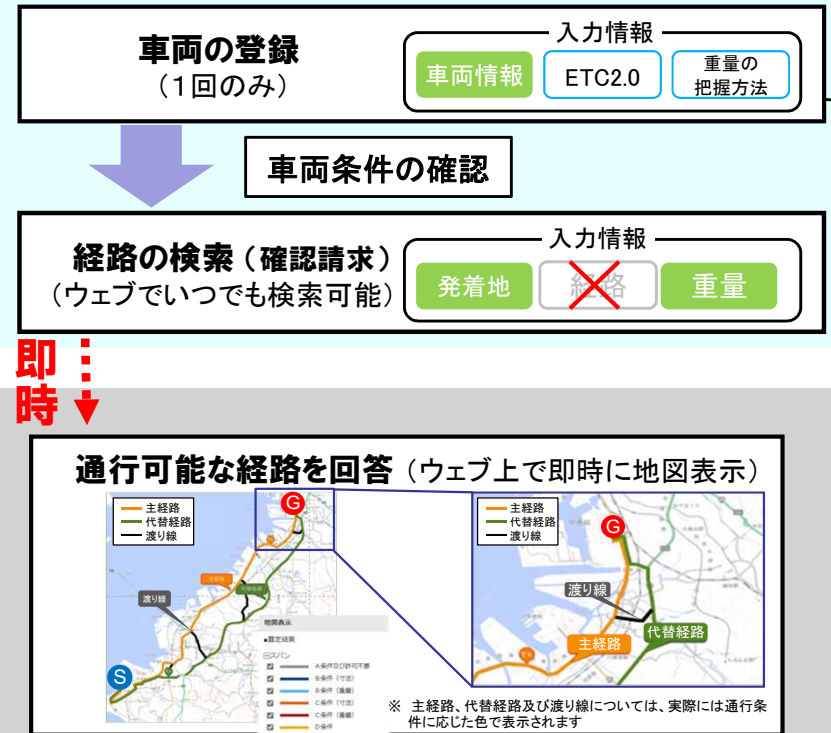
行政の手続

実際の通行

通行時/通行後

特殊車両通行確認システム(新制度)

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理



通行
(回答を受けた経路を通行可)

- ・取締基地における取締り
- ・WIMによる取締り
- ・ETC2.0を活用した経路確認
- ・運送依頼書等による重量確認